

■景観まちづくりの目標と対象区域

5区イタリア街は、2005年3月に「東京のしゃれた街並みづくり推進条例」の「街並み景観重点地区」に指定され、2008年6月に「汐留シオサイト5区イタリア街（汐留西地区）街並み景観ガイドライン」が東京都より承認されました。

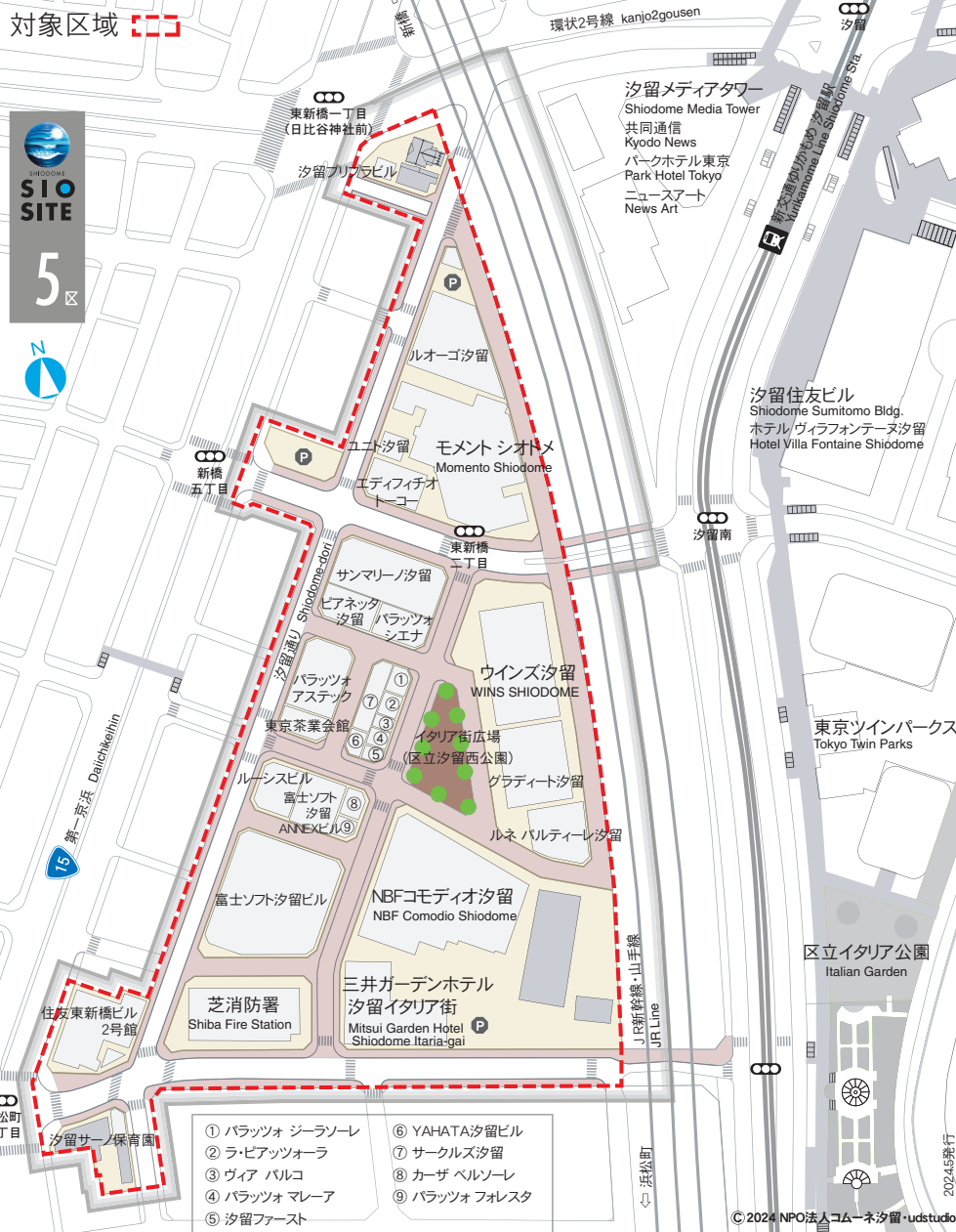
イタリア街では、このガイドラインに沿って、街並みの維持向上に努め、個性と活力のある街をつくっています。

景観づくりの目標

西欧の香りが漂う
魅力的な
街並み景観の形成

街並み景観ガイドライン

1. まちづくりの基本的な考え方とガイドラインの主旨
2. ゾーニングと都市機能
3. 公共空間と準公共空間のデザイン
4. 建物デザイン
5. 屋外広告物や仮設的工作物に関するデザイン
6. 公共空間の使用ルール
7. 協議調整の仕組み



■該当行為と協議フロー

イタリア街で建物を建てたり広告看板を設置するなど、街並みについて変更される場合には、事前に街並みデザイナー及びまちづくり団体との協議をお願いしています。協議後に発行される「合意書」をもって行政等関係機関への手続き(建築確認申請、屋外広告物許可申請等)を行ってください。規模によっては、この他に協議が必要な場合もありますので、詳細についてはお問合せください。

また、道路・公園等の公共施設についても、協議の対象となります。

●街並みデザイナー：土田 寛

都市デザイナー・東京電機大学教授
アーバンデザインスタジオLLC 代表

●まちづくり団体：NPO法人 コムーネ汐留

代表理事 宮原 和矢

I 都市の財産となる街並み景観づくり

建物を建築・改修する場合
建物用途を変更する場合

計画案のコンセプトや内容、パースなどを元に協議を行います

II 日常的な景観づくり

屋外広告物、1F店舗の変更、
工事用仮囲い等の設置、
公共施設を使用する場合

製作図、イメージ写真を元に協議を行います

デザイン調整会議の開催によるデザイン協議

協議終了にあたっては、合意書を
コムーネ汐留より発行します

建築確認申請、屋外広告物許可申請等

合意がないまま建築等行為を進める場合、街並みデザイナーの助言の下、東京都知事が必要な指導・助言を行うことになります。

着工

合意書の内容に変更が生じた場合、協議をお願いします。

完成

■問合せ先

街並み景観ガイドラインの閲覧、景観まちづくりに関する問合せ、建物の新築・改修、広告看板の設置については、こちらまでお願いします。



特定非営利活動法人 コムーネ汐留

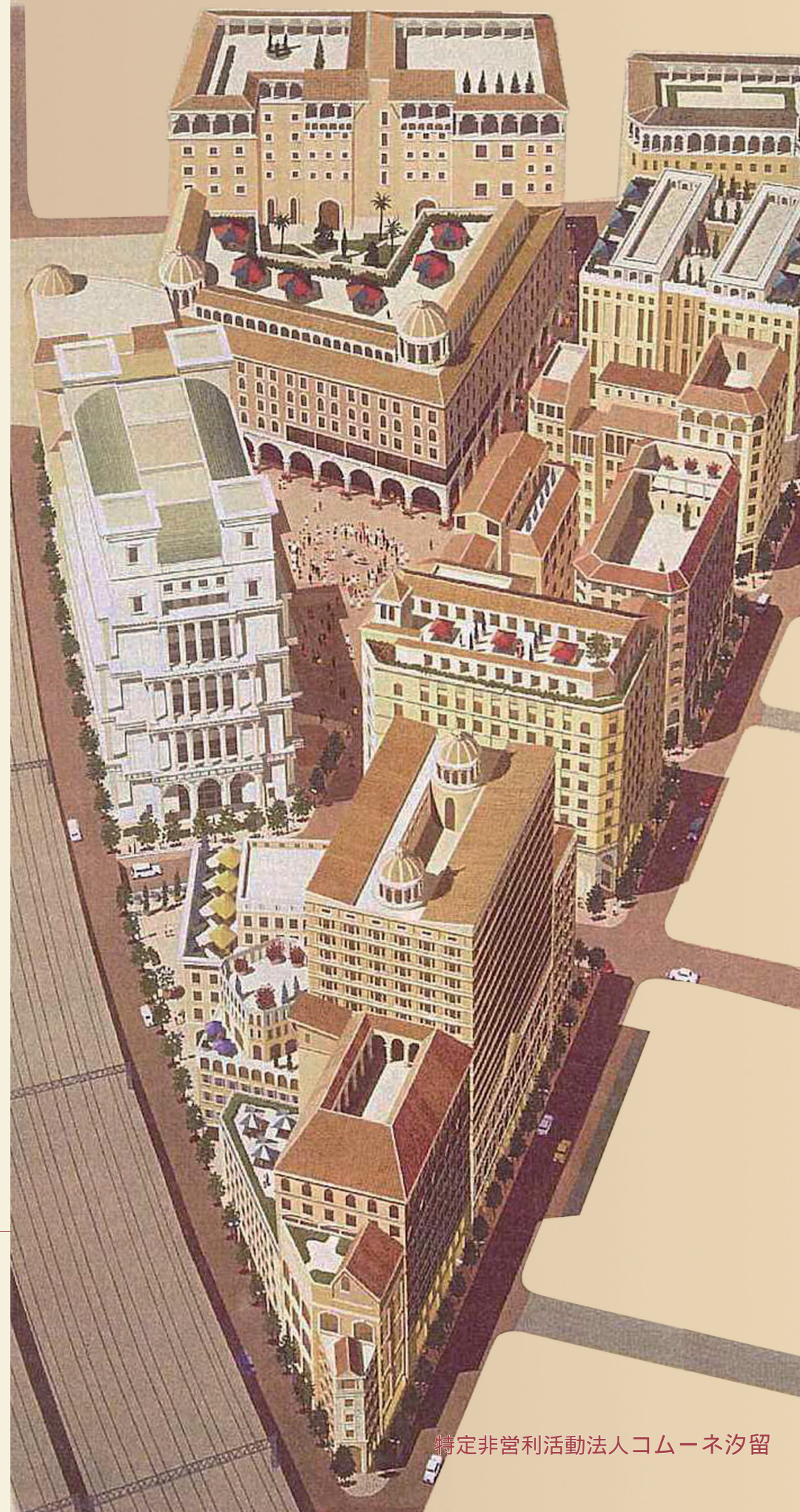
東京都港区東新橋2-9-5パラッツォ・マレーア2F

tel : 03-3433-6727 e-mail : info@comune.or.jp

汐留イタリア街の景観まちづくり

シオサイト5区

東京のしゃれた街並みづくり推進条例に基づく
景観まちづくりのご案内

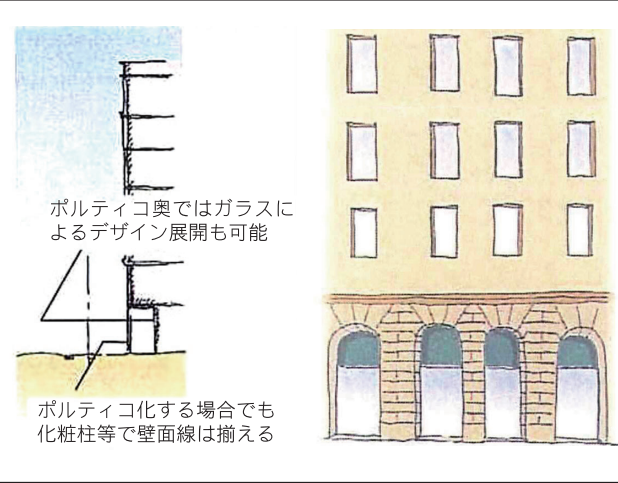


特定非営利活動法人コムーネ汐留

■街並み景観づくりのルール（「汐留シオサイト5区イタリア街（汐留西地区）街並みガイドライン」の抜粋）

I. 都市の財産となる街並み景観づくり：建物を建築・改修する場合が該当します 道路、公園と連続する街並みをつくるため、建物デザイン等にルールを設けています。詳細はデザイン調整会議にて決定していきます。

①建物1階のポルティコ空間・低層部のデザイン



ポルティコ奥ではガラスによるデザイン展開も可能

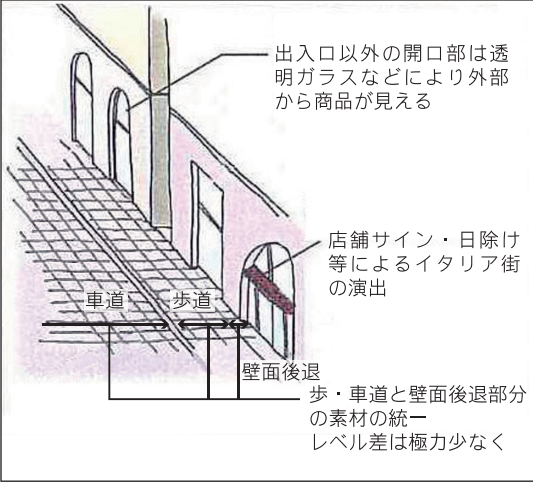
ポルティコ化する場合でも化粧柱等で壁面線は揃える

・人の目線に近い低層部分のデザインは、街並みに強い影響を持つため、デザイン・仕上げ素材・色彩・サイン等、中間分・頂部よりもさらに配慮することとする。

・低層部・中間部を分けるボーダーは特に明確化し、低層部のデザインの特化を図る。



②壁面のセットバック空間と建物の連続性



出入口以外の開口部は透明ガラスなどにより外部から商品が見える

店舗サイン・日除け等によるイタリア街の演出

壁面後退

歩・車道と壁面後退部分の素材の統一

レベル差は極力少なく



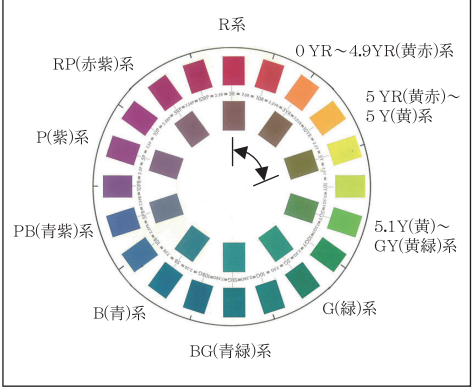
③タウンコーナー

・建物ファサードや緑等により街角の風景として印象に残る空間をつくる。



④色彩

・5 R から5 Y のなかで、現地に立地する周辺建物の外壁と調和する色合いとする。

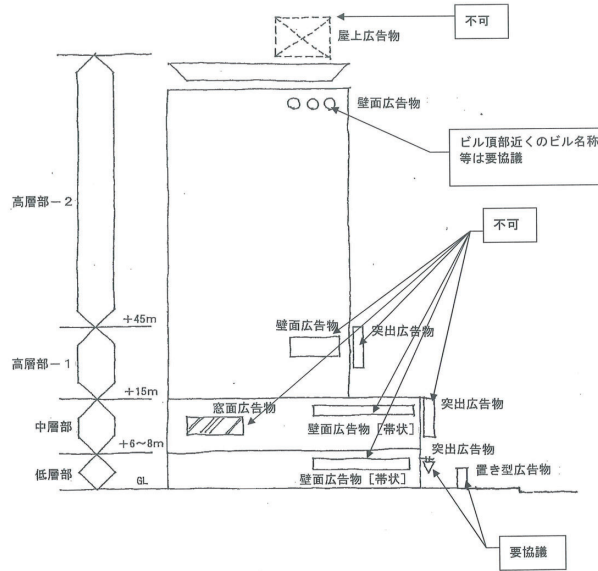


広場に面した個性的な街並み



⑤屋外広告物

- ・切り文字のアルファベット表記を原則とする。
- ・帯状の広告、窓面を塞ぐ広告、突出する広告は不可とする。
- ・ただし、低層部の店舗案内用の広告物については協議対象とする。



II. 日常的な景観づくり：屋外広告物、工事用仮囲いの設置や公共施設の使用等が該当します

広告看板を一定のルールの下で統一的に掲出することで街全体の品格が保たれていきます。そのため、広告看板の掲出について協議をお願いしています。

また、撮影等で道路及び公園を使用する場合にも協議をお願いしています。



■計画建物に関するデザイン協議（模型での検証）

